会長 | 担当理事 | | 会計

埼医業Ⅲ第７０２号
令和２年６月１８日

各郡市医師会長　殿

埼玉県医師会長　金井　忠男

医療機関等におけるクラスター発生時の看護職員の派遣に関する支援について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、日本医師会から標記の件について、別添のとおり通知がございました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、管下医療機関等への周知方にご高配くださいますようお願い申し上げます。

担当：業務Ⅲ課
電話：０４８－８２４－２６１１

埼加入潮医師会
収受
2.6.22
第441号

写

（地162）（健Ⅱ171）
令和２年６月１１日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事
釜 萢 敏

医療機関等におけるクラスター発生時の看護職員の派遣に関する支援について

今般、厚生労働省医政局看護課より各都道府県衛生主管部（局）宛に標記事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、医療機関等においてクラスターが発生し、通常の診療体制の維持が困難となった場合に、都道府県看護協会の協力を得て看護職員を派遣する仕組みであり、費用については、新型コロナウイルス感染症包括支援交付金の「DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業」を活用するものです。

その際、現に医療機関に所属している看護職員については、都道府県看護協会の調整により、所属元医療機関から要支援施設に派遣するとされています。なお、派遣した看護職員が感染し休業する場合等は労災給付等の対象となり得ますが、これらの手続きは所属元医療機関が行う必要があるとのことです。

各都道府県における本事業の活用につきましては、都道府県行政または都道府県看護協会にご確認をお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、管下医療機関等への周知方につき、ご高配のほどお願い申し上げます。

事　務　連　絡
令和２年６月１０日

各 ｛都道府県／保健所設置市／特別区｝ 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局看護課

医療機関等におけるクラスター発生時の看護職員の派遣に関する支援について

地域における医療人材の確保に関する考え方及び、都道府県において対策を進めていただく際に活用可能な令和２年度補正予算の内容等については、「新型コロナウイルス感染の拡大に対応する医療人材の確保の考え方及び関係する支援メニューについて」（令和２年５月８日事務連絡）において、管内の医療人材確保に当たり、参考としていただくようお願いしておりますが、新たに医療機関等においてクラスター発生時に通常の診療体制の維持が困難となった場合に看護職員を派遣し、初動の支援（クラスター発生時の看護職員の派遣）を行う場合について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金「DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業」により支援する仕組みを整理しましたので、都道府県におかれましては貴管内関係団体等と十分連携の上、活用を検討されるようお願いします。

なお、本事務連絡の内容については、公益社団法人日本看護協会と調整済みであることを申し添えます。

記

１．「クラスター発生時の看護職員の派遣」の概要について

（１）初動の支援スキーム

医療機関等において、クラスターが発生した場合に、当該施設（以下「要支援施設」という。）からの派遣要請等を踏まえ、都道府県において必要性を検討し、都道府県看護協会を通じて、先遣活動・看護応援活動等を行うために看護職員を派遣支援する。

（派遣支援活動のイメージ）

・　先遣活動、最大１週間程度：感染管理認定看護師、感染症看護専門看護師、認定看護管理者（以下「第１陣」という。）は、要支援施設における感染防止措置の問題点を

把握して見直した上で、検査や隔離等に伴い、新たに発生する看護業務や自宅待機等による不足する職員数を踏まえた必要な人員の算出、看護応援活動を含めた勤務表の変更、作成等（以下「調整業務」という。）を行う

・　看護応援活動、2週間程度：看護職員（以下「第２陣」という。）は、要支援施設の機能を継続するため看護応援業務（以下「通常業務」という。）を行う。

この際、現に医療機関に所属している看護職員については、都道府県看護協会の調整により、所属元医療機関から要支援施設に派遣支援することとし、所属医療機関のない看護職員については、都道府県看護協会が雇用して派遣することとする。

また、都道府県看護協会においては、都道府県とも調整の上、必要に応じて、感染管理認定看護師、認定看護管理者等、新型コロナウイルス関係業務への協力の意思を有する看護職員などの登録等を事前に行う。

（２）活用できる事業メニュー

（１）のスキームによる支援「クラスター発生時の看護職員の派遣」を行う場合は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の「DMAT･DPAT 等医療チーム派遣事業」を活用して、看護職員を派遣する医療機関又は都道府県看護協会（以下「派遣元」という。）に対して補助する。

その際、「DMAT･DPAT 等医療チーム派遣事業」は通常の体制では対応できない状況での活動を支援するものとして、

・　第１陣は、通常業務ではなく調整業務を行い、派遣した人数分を補助対象とする。

・　第２陣は、通常業務を行い、派遣した看護職員数から休業した看護職員数を差し引いた人数分を補助対象とし、休業した看護職員分は、通常の体制を確保するために必要な経費として、要支援施設から派遣元へ支払いを行うこととする。

※　なお、感染した看護職員が休業する場合は労災給付、濃厚接触者となり看護職員が休業する場合は雇用調整助成金の対象となり得る。

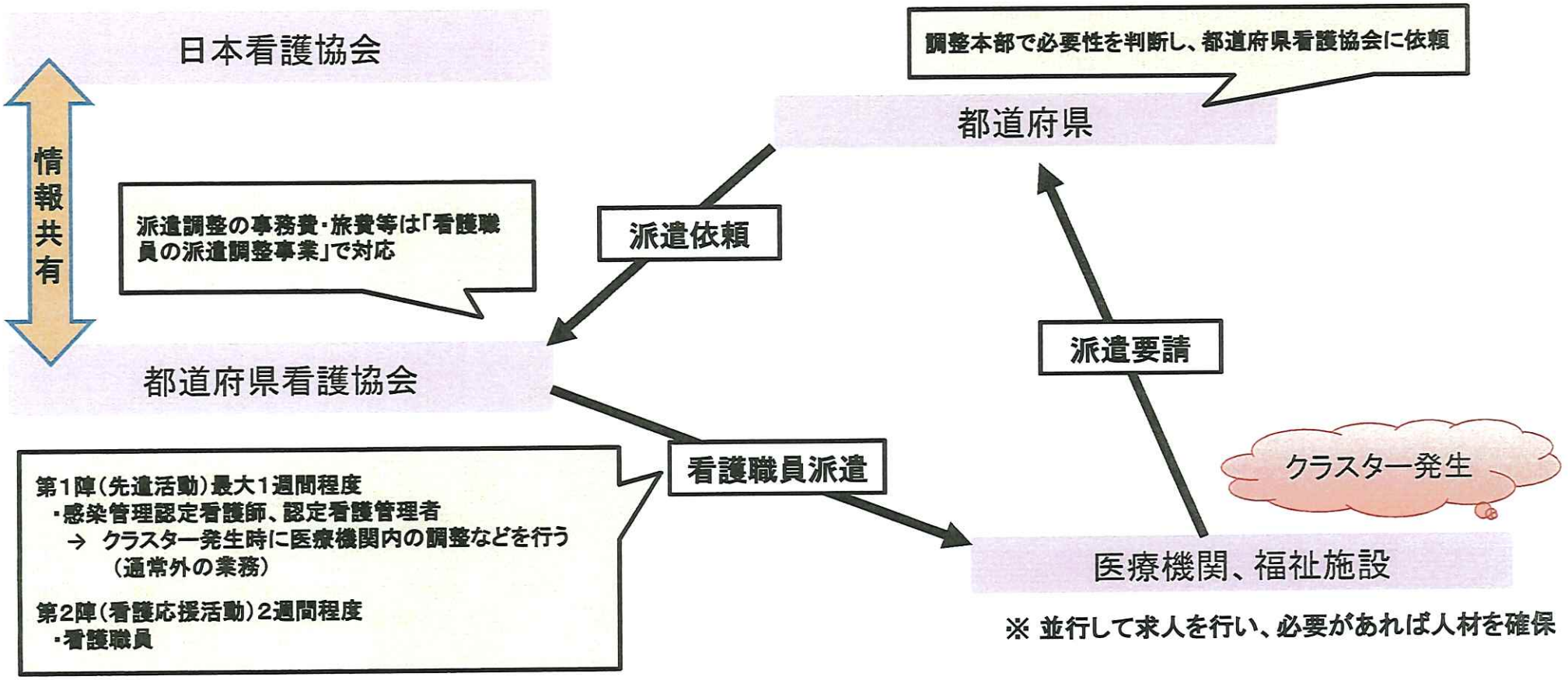
（３）要支援施設が福祉施設の場合

医療機関の場合と同様、「DMAT･DPAT 等医療チーム派遣事業」を活用して、都道府県の調整の下、クラスターが発生した福祉施設が派遣元に対して補助する。

その際、クラスターの発生した福祉施設が支援派遣された看護職員に係る経費を支払う場合は、当該経費に係る収入分を差し引いて、派遣元に対する「DMAT･DPAT 等医療チーム派遣事業」による補助が行われる。

※　福祉施設の場合は、通常の体制では感染者に対応できないものと考えられるため、休業した看護職員分の差し引きは求めない。

クラスター発生時の看護職員の派遣の仕組み



①所属先のある看護職員
②所属先のない看護職員（都道府県看護協会で雇用）

← DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業（緊急包括支援交付金）で都道府県から派遣元に補助

※ 派遣先が医療機関の場合、DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業は通常の体制では対応できない状況での活動を支援するものとして、

- 第1陣は、当該医療機関における感染防止措置の問題点を把握して見直した上で、濃厚接触者の把握・検査を行い、感染者の隔離などの通常業務ではない調整業務を行うため、派遣した人数分を補助する。
- 第2陣は、通常業務を実施する応援活動として派遣する看護職員であり、派遣した看護職員数から休業した看護職員数を差し引いた人数分を補助する。休業した看護職員分は、通常の体制を確保するために必要な経費として、派遣先から派遣元への支払いを求める。

※ 感染した看護職員が休業する場合は労災給付、濃厚接触者となり看護職員が休業する場合は雇用調整助成金の対象